

一般会計予算決算常任委員会理科大分科会審査日程

日 時 令和元年6月18日（火）

午後2時30分

場 所 第1委員会室

- 1 議案第52号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について

審査番号① 大学推進室関係

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○2-7-1 大学推進室（歳入 22-1-1）

（地方債補正 大学整備事業債）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

一般会計補正予算（第2回）大学関係分

（単位：千円）

節	細 節	当初予算	補正額	補正後	
1	報酬	委員報酬	72	72	
3	職員手当等	時間外勤務手当	200	200	
8	報償費	報償金	300	300	
		講師謝礼	100	100	
9	旅費	普通旅費	374	374	
11	需用費	消耗品費	200	200	
		燃料費	36	36	
12	役務費	通信運搬費	98	98	
		手数料（確認申請手数料等）	78	51	129
		保険料	270		270
13	委託料	調査設計委託料	9,100	9,100	
		法律相談業務委託料	300	300	
		設計委託料（実施設計業務）	1,100	1,760	2,860
14	使用料及び賃借料	機械器具借上料	2,690	2,690	
15	工事請負費	工事請負費	242,600	242,600	
18	備品購入費	機械器具費（研究機器類整備）	259,795	5,223	265,018
19	負担金、補助及び交付金	運営費交付金	1,537,523	1,537,523	
		テレビ共同受信施設組合負担金	94	94	
		公立大学設置団体協議会負担金	20	20	
予算額の合計		2,054,950	7,034	2,061,984	

※ 薬学部研究機器類整備事業 [18節 備品購入費 機械器具費]

- 契約額（H29～H31） 1,578,960,000円
- 平成30年度の執行見込み額と決算額の差
 [見込み額] 509,249,184円 … ①
 [決算額] 504,026,735円 … ②
 [差 額] 5,222,449円 … ③=①-② 不執行額
- 平成31年度の第2回補正要求額
 [決算見込額] 265,017,364円 … ④
 [当初予算] 259,795,000円 … ⑤
 [差 額] 5,222,364円 … ⑥=④-⑤ 不足額
- [補正後] 265,018,000円 … ⑦
- [補正前] 259,795,000円 … ⑧
- [差 額] 5,223,000円 … ⑨=⑦-⑧ 補正額

【補正の理由】
 平成30年度中に納品を見込んでいた研究機器類の一部が、平成31年4月以降の納品となった。これにより、平成31年度の当初予算編成時に見込んでいた予算額 [契約額-平成29年度・平成30年度の執行額] に不足が生じる結果となった。

年 度		H31の当初予算	
予算	執行	予 算 額	決算（見込み）額
H29	H29	809,915,901	809,915,901
	H30	532,200,099	① 509,249,184
H29 計		1,342,116,000	1,319,165,085
H30	H30	0	0
H31	H31	⑧ 259,795,000	⑤ 259,794,915
合 計			1,578,960,000



年 度		H31の第2回補正予算	
予算	執行	予 算 額	決算（見込み）額
H29	H29	809,915,901	809,915,901
	H30	532,200,099	② 504,026,735
H29 計		1,342,116,000	1,313,942,636
H30	H30	0	0
H31	H31	⑦ 265,018,000	④ 265,017,364
合 計			1,578,960,000

危険物貯蔵所の建設について

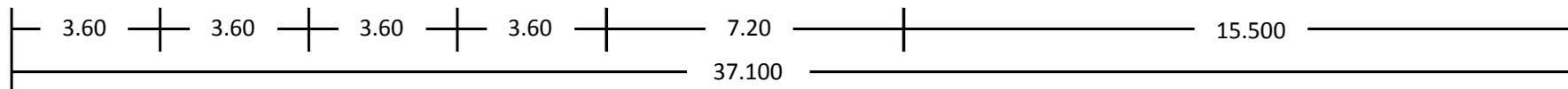
完成した危険物倉庫棟は、危険物を貯蔵する倉庫5（少量危険物貯蔵所）と倉庫6（危険物貯蔵所）が耐火構造となっているが、政令で定められているのは、危険物貯蔵所を設置する建物（危険物倉庫棟）全体が耐火構造となっていることである。
 このため、完成した危険物倉庫棟は、政令の基準を満たした構造となっていないため、危険物貯蔵所を設置できない。
 倉庫6は、危険物貯蔵所以外の用途で使用する。

【完成した危険物倉庫棟】 ※ 当初の予定：一般倉庫、少量危険物貯蔵所、危険物貯蔵所、污水处理施設を設置



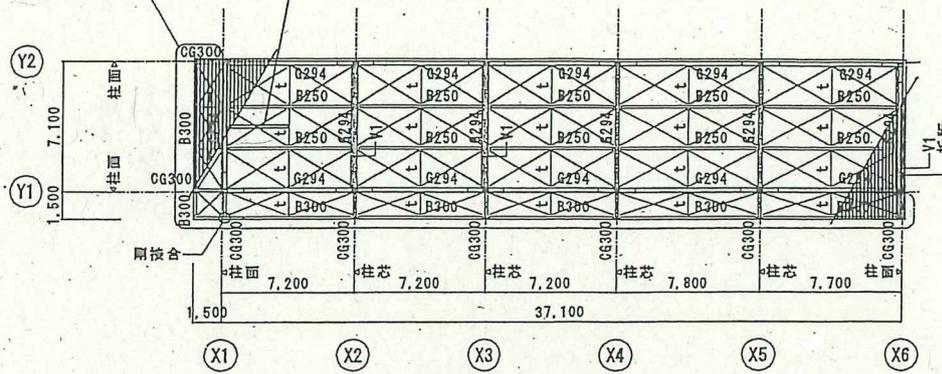
 完成した施設で耐火構造となっている部分（危険物貯蔵所及び少量危険物貯蔵所として使用する部分のみ）

 政令で定められている耐火構造が必要な部分（危険物貯蔵所を設置する建物全体）



溶融亜鉛メッキ範囲を示す

間仕切壁受け材：C-100x50x20x2.3



R階梁伏図 1:200

变更前

特記なき限り下記に依る

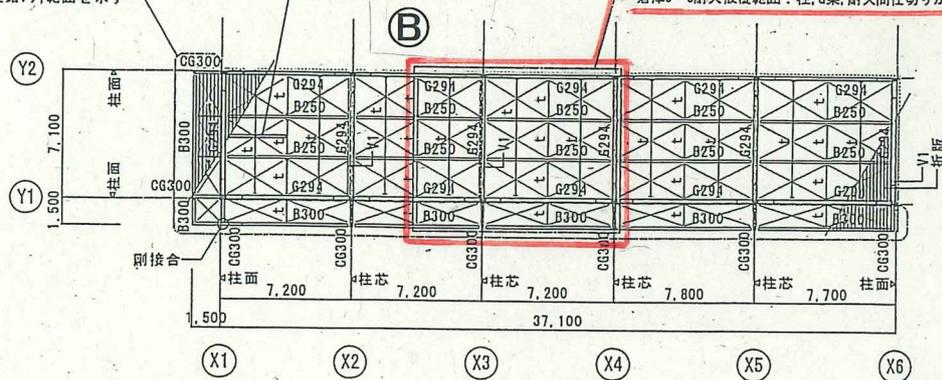
- 1 〓は、JOINT位置を示す(柱芯より1000mm)
- 2 梁天端は、勾配による
- 3 寸法記入がない小梁は3m'均等配置とする
- 4 屋根トラスは、HV1とする
- 5 屋根は、折版(h=165)とする

○A

溶融亜鉛メッキ範囲を示す

間仕切壁受け材：C-100x50x20x2.3

倉庫5・6耐火被覆範囲：柱、G梁、耐火間仕切りが取り合うB梁及びt



R階梁伏図 1:200

变更后

特記なき限り下記に依る

- 1 〓は、JOINT位置を示す(柱芯より1000mm)
- 2 梁天端は、勾配による
- 3 寸法記入がない小梁は3m'均等配置とする
- 4 屋根トラスは、HV1とする
- 5 屋根は、折版(h=165)とする
- 6 耐火被覆は、室内の内部主要構造部(柱、G梁)

○C

- 変更(追加)した箇所
 - A 倉庫5・6耐火被覆範囲：柱、G梁、耐火間仕切りが取り合うB梁及びt
 - B 上記○Aの耐火被覆範囲を図示
 - C 6耐火被覆は、室内の内部主要構造部(柱、G梁)

○危険物の規制に関する政令

(屋内貯蔵所の基準)

第十条 屋内貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 屋内貯蔵所の位置は、前条第一項第一号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区 分	空地の幅	
	当該建築物の壁、柱及び床が耐火構造である場合	上欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が五以下の屋内貯蔵所		〇・五メートル以上
指定数量の倍数が五を超え十以下の屋内貯蔵所	一メートル以上	一・五メートル以上
指定数量の倍数が十を超え二十以下の屋内貯蔵所	二メートル以上	三メートル以上
指定数量の倍数が二十を超え五十以下の屋内貯蔵所	三メートル以上	五メートル以上
指定数量の倍数が五十を超え二百以下の屋内貯蔵所	五メートル以上	十メートル以上
指定数量の倍数が二百を超える屋内貯蔵所	十メートル以上	十五メートル以上

三 屋内貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

三の二 貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。

四 貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が

六メートル未満の平家建とし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第二類又は第四類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令で定めるものにあつては、その軒高を二十メートル未満とすることができる。

五 一の貯蔵倉庫の床面積は、千平方メートルを超えないこと。

六 貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の十倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第二類若しくは第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

七 貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けないこと。ただし、第二類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては屋根を耐火構造とすることができ、第五類の危険物のみの貯蔵倉庫にあつては当該貯蔵倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。

八 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

九 貯蔵倉庫の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

十 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第二類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第三類の危険物のうち第一条の五第五項の水との反応性試験において同条第六項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第四類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

十一 液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

十一の二 貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令で定めるところによるものであること。

十二 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が七十度未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

十三 電気設備は、前条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

十四 指定数量の十倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

十五 第五類の危険物のうちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。

2 屋内貯蔵所のうち第二類又は第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで及び第七号から第十四号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さ（以下「階高」という。）を六メートル未満とすること。

二 一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、千平方メートルを超えないこと。

三 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

四 貯蔵倉庫の二階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

3 屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が二十以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、第一項第三号及び第十号から第十五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の一階又は二階のいずれか一の階に設置すること。

二 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を六メートル未満とすること。

三 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、七十五平方メートルを超えないこと。

四 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

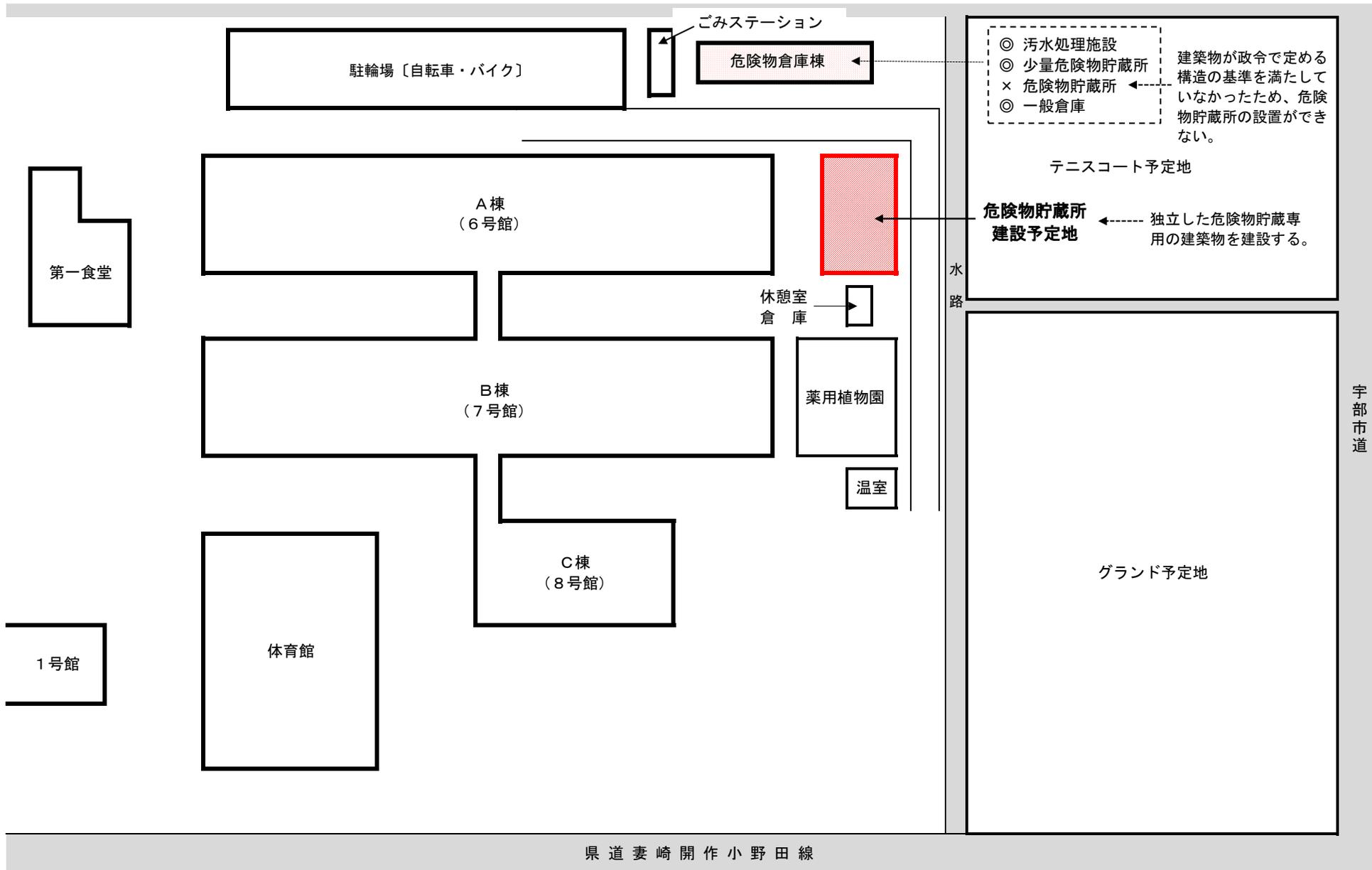
五 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

六 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。

七 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

- 4 指定数量の倍数が五十以下の屋内貯蔵所については、総務省令で、第一項に掲げる基準の特例を定めることができる。
- 5 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、第一項、第二項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。
- 6 有機過酸化物及びこれを含含有するもののうち総務省令で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例を定めることができる。

危険物貯蔵所建設工事(概要図)



山口東京理科大学薬学部増築工事（危険物倉庫棟建設工事）の経過について

① 平成 29 年(2017 年) 3 月

危険物倉庫棟の建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けた。

※ 「危険物貯蔵所」として申請を行う予定だったが、貯蔵する危険物の種類・数量が定まらなかったことから、「一般倉庫」として申請した。

※ 申請代理者は、山口東京理科大学薬学部増築工事の基本設計・実施設計業務を行った業者。

② 平成 29 年(2017 年)10 月

宇部・山陽小野田消防組合（小野田消防署。以下「消防署」という。）に、「危険物貯蔵所」設置のための「危険物製造所等設置許可申請書」を提出した。

※ 手続きは、基本設計・実施設計業務を行った申請代理者が行った。

※ 当該施設には、設置申請・許可が必要な「危険物貯蔵所」以外に、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満（1 倍未満）の危険物を貯蔵する「少量危険物貯蔵所」も設置する。設置には、消防署に届出が必要。（後に、大学から届出が行われた。）

③ 平成 29 年(2017 年)11 月

消防署から「危険物製造所等設置許可書」が交付された。

※ 建築確認申請についても「一般倉庫」から「危険物貯蔵所」に変更の手続きを行うことを検討したが、施設が完成した際の完了検査時に「軽微な変更」を行えば良いとの判断から、「一般倉庫」のまま工事を進めることとした。

④ 平成 29 年(2017 年)12 月

危険物倉庫棟建設のため入札（山口東京理科大学薬学部増築工事（危険物倉庫棟建設工事））を行ったが、不落となった。

※ この後の判断として、校舎や実験施設である A 棟・B 棟・C 棟の建設工事を優先することとし、危険物倉庫棟は次年度（平成 30 年度）に発注することとした。

⑤ 平成 30 年(2018 年) 5 月

危険物倉庫棟建設のため入札を行い、受注者が決定し、平成 30 年 6 月に着工した。工期は、平成 30 年 11 月末まで。（建設工事は、工期内に完成した。）

⑥ 平成 30 年(2018 年)11 月～平成 31 年(2019 年) 1 月

完了検査に向けて手続きを進める中、建物の構造に関して、完成した危険物倉庫棟は、「危険物を貯蔵する部分のみ」が耐火構造となっていたが、政令で定められているのは、「危険物貯蔵所を設置する建物全体」が耐火構造でなけ

ればならないことが判明した。

この時点で、既に工事は完了しており、ただちに建物全体を耐火構造にするための改修等の対応が困難であったことや、他の工事への影響等を勘案し、「一般倉庫」として完了検査を受けることとした。

⑦ 平成 31 年(2019 年) 1 月～平成 31 年(2019 年) 2 月

完成した危険物倉庫棟を政令が定める基準を満たす施設とするためには今後どのようにすればよいかについて協議を行った結果、⑦完成した施設の改修、④新設、について検討することとなった。

⑧ 平成 31 年(2019 年) 3 月

大学においては、薬学部のカリキュラムにおいて 2 年次から実験を行うため、危険物を貯蔵する施設は平成 31 年度から必要であるとのことだった。このため、⑦完成した施設を改修しての対応では、工事期間中、当該施設が使用できなくなることから危険物を全く貯蔵することができなくなり(工事期間中、「少量危険物貯蔵所」も使用できない。これに対応するには、仮設の「(少量) 危険物貯蔵所」を設置する必要がある。)、学生・教員の教育研究活動に支障を来たすことになる。

教育研究活動に支障を来たすことなく、この事態に対応するには、完成した施設内の「少量危険物貯蔵所」を使用しながら、④新たに危険物を貯蔵する独立した専用の貯蔵倉庫(政令第 10 条第 1 項に該当する「屋内貯蔵所」)を建設する以外に方法はないとの結論に至った。